

令和 6 年度

定期監査等結果報告書

伊賀南部環境衛生組合監査委員

伊 南 環 監 第 1 9 号
令和 6 年 1 2 月 2 4 日

伊賀南部環境衛生組合
管 理 者 様
議 会 議 長 様
公平委員会委員長 様

伊賀南部環境衛生組合
監査委員 竹 内 禎 高

令和 6 年度定期監査等の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度の定期監査等を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査（定期監査）
地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく監査（行政監査）

2. 監査実施日

令和 6 年 11 月 6 日

3. 監査の対象年度

令和 5 年度(10 月～3 月)、令和 6 年度（4 月～9 月）

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するため、関係帳簿を調査し、対面監査においては、あらかじめ求めた監査調書に基づき所属長の説明を聴取する方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。

なお、当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

〔定期監査〕

- 小規模の修繕（30 万円以下）において、特定の事業者との随意契約が多く見受けられた。類似案件を集約し、入札や見積合わせ（3 者以上）を行うなど、公平・公正で透明性の高い発注に取り組まれたい。
- 委託料の支払いにおいて、契約書の内容に従って処理されていない案件が見受けられた。契約内容を遵守し、期限を厳守した支払事務に努められたい。
- 伊賀南部クリーンセンター内において、事業運営に重大な支障を来す故障が発生していることから、構成市や委託業者と綿密に連携し、適切で安定した施設の維持管理に努められたい。

- 生ごみの水切りは、家庭で手軽に実践でき、ごみの減量効果の高い取組であることから、効果的な普及啓発方法を検討されたい。
- クリーンセンター計量窓口において、昨年度に続き、収入金額の集計額と現金が合わない事例が見受けられた。現金を取り扱うことの重要性を再認識し、複数人によるチェック体制の徹底等を通じて、不明金の再発防止に努められたい。

〔行政監査〕

- 時間外勤務命令の上限の設定を超えている所属においては、時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務のある所属においては、勤務時間の弾力的運用を活用するなど職員の健康管理に努めながら、組織体制及び業務のあり方を見直されたい。

該当要件：令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月に月 45 時間あるいは総時間が 360 時間を超えている職員が一人でもいる所属

該 当 室：業務室